

寄稿

近年インターネットの発達やスマートフォンの普及により、トレーニング業界においても気軽に様々な情報入手できる中、いかに正確な情報を見極めるかが重要となっている。そしてその一方で、多くのトレーニング指導者が情報発信する側の立場となっている現状を踏まえ、適切な発信方法、また注意すべき点について、NSCAジャパン顧問弁護士の栗山氏にご寄稿いただいた。

Webで情報発信する前に気をつけたいこと

栗山 貴行 弁護士・弁理士、あけぼのパートナーズ法律事務所

1. はじめに

以前は、自ら文章を世の中に発信する手段は、書籍や新聞といった紙媒体しか存在せず、一般の方が広く情報発信をすることは簡単ではありませんでした。しかし近年、インターネットの発達やスマートフォンの普及により、自らホームページやブログを作成したり、SNSへ投稿したりして、気軽に個人で情報発信ができるようになってきました。これに合わせて、自分以外の第三者が作成、発信した文章に触れる機会も多くなり、さらに、「コピー&ペースト」(コピペ)ができるようになったことから、インターネット上のテキストのコピーがきわめて容易となったため、第三者の作成した文章等の著作物を気軽に利用できてしまう状況にあります。

しかしながら、通常、第三者の作成した文章は「著作物」と呼ばれ、「著作権法」という法律により保護されています。皆さんも、「無断転載禁止」というような言葉は耳にされたことがあることでしょうか。他者の作成した文章を勝手にコピーしたり、ネット上にアップロードすることは、原則として、文章を作成した人の著作権という権利を侵害することになってしまい、損害賠償責任を負うことにも繋がりがかねません。

それでは、文章を発信する場合には、この著作権との関係でどのようなことに気をつければよいのでしょうか。ま

た、その他気をつけるべきこととしてはどのようなことがあるのでしょうか。本稿では、個人による情報発信が容易となった今だからこそ気をつけたい文章発信のポイントについて、説明をしたいと思います。

2. 著作物と著作権

では、作成した文章は、すべて著作権で保護されるのでしょうか。結論を簡単に言えば、「ほとんどの文章は著作権が発生し保護されるが、必ずしもすべての文章に著作権が発生するわけではない。」ということになります。少し具体的に言うと、「著作物」に該当する場合に、著作権が発生し、保護されるということになっています。

これだけではよくわかりませんね。著作権法による著作権の保護がどのようなになっているか、少し見てみましょう。

(1) 著作物とは

著作権で保護される「著作物」というのはどのようなものをいうのでしょうか。著作権法で「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定められています(著作権法第2条第1項第1号)。これだけではなかなかわかりにくいかもしれませぬので、著作権法で挙げられている具体例を見てみましょう(著作

権法第10条第1項第1号～第9号)。

- ①小説、脚本、論文、講演その他の言語
- ②音楽
- ③舞踊又は無言劇
- ④絵画、版画、彫刻その他の美術
- ⑤建築
- ⑥地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形
- ⑦映画
- ⑧写真
- ⑨プログラム

非常に多岐にわたっていますが、これらの具体例は、あくまで著作物の一部を例示したものにすぎません。思想または感情を創作的に表現した物であれば「著作物」になり、手紙が著作物に当たると認められた裁判例も存在します。どのようなものが著作物に該当するか否かは正確に判断することは難しいところですが、論文等の文章に関しては、筆者の考えが、筆者なりの創造によって記載されていることが通常ですので、基本的には著作物に該当すると考えたほうがよいでしょう。SNS等の何気ない投稿についても同様です(なお、どのようなものが「著作物」に該当しないかについては、文化庁のホームページに説明がありますので、興味がある方は参照してみてください)。

(2) 著作権と著作権侵害

著作物を創作した者(著作者)には、創作した著作物を独占的に利用する権

利(著作権)が発生します。著作権には大きく分けて2つの種類の権利があり、ひとつめが著作物を複製(コピー)したり、複製した物を頒布(配る)したり、公衆送信(いわゆるインターネット上にアップすること)したりする権利(著作権法第21条～第28条。一般的に「著作権」という時はこちらを指すことが多いです。)であり、もうひとつが著作者人格権と呼ばれるものであり、著作物を公表するかどうかを決められる権利(公表権)や著作者名の表示の権利(氏名表示権)、著作物を改変されない権利(同一性保持権)が認められます(著作権法第18条～第20条)。

したがって、他者の論文を勝手にそのまま書き写すといった昔から存在する行為はもちろん、インターネットやSNS上の文章や映像を、その人に無断でコピーする行為は、その論文や文章を作成した人(著作権者)の「複製権」を侵害する行為になりますし、これをダウンロードしてインターネット上にアップする行為は、コピーした時点で「複製権」を、ネット上にアップした時点で「公衆送信権」を侵害します。著作権侵害という違法行為になってしまうわけです。

それでは、著作権侵害を行なったしまった場合、いったいどのような責任を負うことになるのでしょうか。まずは、著作権を侵害してコピーをしたりアップロードした記事を削除しなければなりません。また、著作権者から損害賠償を請求されることにもなります。賠償しなければならない金額はケースバイケースですので一概には言えませんが、数百万円から数千万円に上る場合もあります。

このように、軽い気持ちで他者の文章を無断転載してしまうと、その責任はきわめて重いものになる可能性があります。このような無断転載による著作権侵害はとても重大な違法行為であることを認識しましょう。

3. 他者の文章は利用できないの？

それでは、他者の文章というのはいくら利用できないのでしょうか。いいえ、そうではありません。他者の文章であっても、著作権を侵害しないで利用する方法というものは存在しますので、ここではその方法について見ていきましょう。

(1) 承諾を得る

まずは、著作権者の承諾を得た場合には、その文章をコピーしたりネット上にアップすることも可能となります。権利をもっている人が許可をしているのですから、これはわかりやすいと思います。

しかし、例えばネット上の文章を想像してみてください。新聞社や出版社のサイトに掲載されている記事であれば、どこに問い合わせをすればわかりやすいですが、ネット上には、どこに問い合わせたらよいかわからないような記事もあります。そのような場合、著作権者の承諾を得ることは難しいですが、このような場合でも、他者の文章を利用することができる場合について、著作権法には定めがあります(著作権法第30条～第47条)。このうち、文章を投稿したり、ネットにアップしたりする場合によく使われるのが、引用(著作権法第32条)という方法です。

(2) 引用する

「引用」という言葉は、一般的にも馴染みがあるのでイメージしやすいかと思いますが、わかりやすく言えば、他者の著作物を、自分の作品の一部としてそのまま使うことです。著作権法は引用について、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」(著作権法第32条第1項)と定めて

います。

この条文だけを読んでも、実際にどういう場合であれば引用に当たるのかはよくわかりません。どのような引用が「正当な範囲内」といえるのかについては、「パロディ・モンタージュ写真事件」といわれる事件の最高裁判所の判例が判断を示しています。その判断要素としては、①引用部分が明瞭に区分されていること、②引用部分とそれ以外の部分に「主従関係」がある(引用部分が従、それ以外の部分が主)、③著作者人格権を侵害しない態様で用いられることが必要であると述べています。一つひとつ分解して見てみましょう。

まず、①については、引用した箇所がどの部分であって、引用ではない自分の書いた文章がどこであるかがはっきりわかるようにする必要のあるということです。一般的には、引用した箇所は「」を付けて引用であることがわかるようにするという方法が取られます。②については、あくまでも文章全体としては筆者自身が述べたいこと(主)があり、その論述をサポートする(従)ために引用がなされるものでなければならず、他者の著作物を多数並べただけで自分の考えが示されていないとか、文章全体の構成として引用を繰り返して、最後にほんの一行自分で付け加えただけというような自分の文章があまりないものでは、自分の文章が「主」とはならないため、「引用」には当たらないこととなります。主従関係の判断については、著作物の性質や引用の態様等、様々な要素を考慮する必要がありますが、わかりやすいのは分量で、引用する部分のほうが自らの創作箇所よりも多くならないように注意しましょう。③については、元の文章の意味がねじ曲がって伝わってしまうような切り取り方をしてしまうと、元の著作権者の著作者人格権(同一性保持権)を侵害してしまう可能性があります。引用する際には、引用元の文章の意図につ

栗山 貴行：

立命館大学法学部を卒業後、大阪大学大学院法学研究科を経て最高裁判所司法研修所を修了。法律事務所に勤務をしながら、早稲田大学大学院スポーツ科学研究科にてスポーツ科学修士課程も修了している。2015年に栗山法律特許事務所を開設し、2018年あけぼのパートナーズ法律事務所に参画、現在に至る。知的財産法を専門とする他、複数のスポーツ団体の顧問を務め、また卓球のTリーグの創設に携わるなど、スポーツ分野の案件に多数の経験を有する。

いても、十分に理解をすることが大事となります。

また、「公正な慣行」との関係で、引用においては、その出所(出展)を明示する必要がある(著作権法第48条第1項第1号)ことも気をつけてください。著作者、著書名、ページ数などを示すことが一般的です。

4. その他問題となりうる点について**(1) リンクを貼る行為について**

最近では、インターネット上にアップされている映像や動画等のウェブページのいわゆる「リンクを貼る」ことが頻繁に行なわれるようになっていきますので、この点について、気をつける点を説明したいと思います。

リンクを貼る行為自体は、日本の裁判例では、著作権(複製権や公衆送信権)を侵害しないものと考えられています。ただ、海外ではリンクの貼り付け方の種類によってはこれを著作権法上許されないとしていることもあり、今後、日本でも変容していく可能性は否定できません。著作権法の改正の動向に注意が必要となります。

また、リンク先の記事が著作権侵害となるウェブページであった場合、リンクを貼った者の認識内容(リンク先のウェブページが著作権法に違反するものであることを知っていた、あるいは知ることができた)によっては、著作権法違反の責任を問われる可能性があります。リンクを貼るにしても、どの記事のリンクを貼るのかは慎重に吟味する必要があります。また、Twitterに関して、最近の最高裁判所の判例(令和2年7月21日判決)では、リツイートの結果、リンク先の元の画像とは縦横の大きさが異なる画像やトリミングされた画像が表示されることになり、リンク先画面上には表示されていた著作者名が、リツイートした者の画面上には表示されなくなってしまうことを捉え、そのようなリツイー

ト行為が著作権者の氏名表示権を侵害するものとして、著作権法違反となる旨判断しました。Twitterが普及し、気軽にリツイートが行なわれているなかで、本判断はかなり重要なもので、特に画像等をリツイートするにあたっては、リンク先の当該画像等に著作者の氏名が表示されているか確認し、表示されていない場合は問題ないですが、表示されている場合には、リツイートをしても氏名が表示されるか、されていなければリツイートの際に同氏名を記載するなど対応する必要があります。

(2) ロゴの使用について

例えば、NSCAのコンディショニングに関する記事を書くような場合に、そのロゴの記事に貼り付けるような行為が散見されます。しかし、ロゴについては、そのロゴを使って事業を行なっている会社や団体を商標権者とする商標登録がなされていたり、そのロゴ自体が著作物として著作権による保護の対象となっている場合があります。いずれの場合であっても、権利者の承諾を得ることなく勝手にロゴを使う行為は違法であり、権利者から損害賠償請求を受けることとなります。ロゴの無断使用は許されないということをしっかり認識することが大事です。

5. 結語

以上、文章を投稿したり、インターネット上にアップしたりする際の注意点を、簡単ではありますが記載しました。この機会に、他者の論文を無断転載することの問題を意識していただいた上で、適切な引用の仕方についても知識として身につけていただければ幸いです。◆